

食品表示の厳格化等を求める意見書

食材の虚偽表示に関する問題は、関西地域のホテルで発覚し短期間で全国各地のホテルや百貨店に拡がり大きな社会問題となっている。

この問題は、食品の提供者だけでなく小売業者や加工業者などにも拡がっており、報道されている事案は氷山の一角にすぎないとの指摘もある。また、乳成分や小麦など、実際には食物アレルギーを引き起こす成分が含まれていた事例もあり、これらは単に食材の虚偽表示の問題に止まらず、場合によっては死に至る深刻な被害を引き起こしかねないものであり、事業者のモラルに期待するのみで到底改善されるものではない。

これら食材の虚偽表示は、消費者を裏切る行為であるだけでなく、「食の安全・安心」の根幹を揺るがしかねず、決して許されるものではない。

本件について、事態を重く見た消費者庁は、調査に乗り出し、関係業界団体に対応を求めているが、食品表示に対する国民の信頼は大きく揺らいでおり、違反行為への厳正な対処が必要であるとともに、徹底した再発防止や罰則強化を柱とする実効性のある食品表示制度の法整備が必要不可欠である。

よって、政府におかれては、食品表示に対する国民の信頼が回復するよう下記の措置を講じることを強く求める。

記

1. 国は地方自治体と連携して指導を強化し、食品表示の違反行為に対しては、率先して迅速、厳正な措置をとること。
2. 不適切な食品表示の中止や再発防止などの措置命令を出す処分権限を、より消費者に近い地方自治体に付与するとともに、課徴金制度や違法行為を直接罰する規定を盛り込んだ景品表示法の改正等必要な法整備を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各宛